

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成22年7月21日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成22年8月3日午前10時20分

2 公売（入札）締切日時

平成22年8月3日午前10時40分

3 公売及び開札の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階  
京都市固定資産評価審査委員会室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成22年8月3日午前10時30分

6 開札の日時

平成22年8月3日午前10時40分

7 売却決定の日時

平成22年8月10日午前10時40分

8 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階  
西小会議室

9 買受代金の納付期限

平成22年8月10日午前11時30分

## 10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

## 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

## 12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

## 13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。

- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 1

2 見積価額

2, 150, 000円

3 公売保証金

220, 000円

4 公売財産の表示

(1) 京都市東山区白川筋東川端三条下る梅宮町

474番20

宅地

32.89㎡

(2) 一棟の建物の表示

京都市東山区白川筋東川端三条下る梅宮町 474番地18, 474番地19,

474番地20, 474番地21

木造瓦葺平家建

60.00㎡

専有部分の建物の表示

梅宮町 474番20

居宅

木造瓦葺平家建

19.11㎡

以上登記簿による表示

## 5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、地下鉄東西線「東山」駅から南東方へ約330m（道路距離）に位置する。

(2) 公売財産(1)は、間口約4m、奥行約8mの長方形地であり、公売財産(2)の敷地として利用されている。

公売財産(1)の北側部分には上屋等の工作物が設置されている。

(3) 公売財産(2)の南側は舗装私道として利用されているが、公売財産(1)との境界等、詳細は不明である。

また、当該私道は建築基準法上の道路ではない。

(4) 公売財産(2)の建築時期は不詳である。

## 6 法的規制，利用状況等

(1) 第2種住居地域，指定建ぺい率60%，指定容積率200%，基準容積率160%，12m第2種高度地区，日影規制（一），旧市街地型美観地区

(2) 公売財産(2)は、平成22年6月現在、空き家である。

## 7 その他公売条件

(1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。

(2) 公売財産内の動産等及び上屋等の工作物の処理は、所有者と協議してください。

※ 問い合わせ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)